

## 国立国会図書館における複写サービス等について

### 1. 国立国会図書館における複写サービスについて

#### (1) 複写サービスの内容等について

- 著作権法第31条第1項に基づき行われるものであり、調査研究の目的のために国立国会図書館の所蔵資料を複写することが認められる。
- 原則として、資料の一部分（各著作物の半分まで）を、1人につき1部複写することが認められる。
- 資料保存の観点等から、利用者自身がコピーを取ることは認められない<sup>1</sup>。

#### (2) 複写サービスに係る申し込みの方法等について

##### 【国立国会図書館に来館して複写を申し込む場合】

- 複写箇所を特定した上で、資料を持参し、複写カウンターにおいて申し込み。
- 資料を閲覧している端末の画面上からも、複写を申し込むことが可能。

##### 【国立国会図書館に来館せずに複写を申し込む場合】

- 複写する資料と複製箇所を特定した上で、以下にある申込方法（※）のいずれかにより申し込むことで、郵送等で複写物を受け取ることが可能。
- 利用者登録をした者については、インターネットによる申し込みが可能。

##### ※ 申込方法

- ① インターネットによる申し込み
  - ② 公立図書館等を経由しての申し込み
  - ③ 国立国会図書館に対する申込書の郵送による申し込み
- 費用については、複写料金に加え、送料等が利用者負担となる。
  - 通常は、申込み受付後、5開館日程度で発送。ただし、複写箇所の特定に時間がかかる場合や、希望する複写資料が大量である場合などは、さらに日数を要することがある。

<sup>1</sup> 副本については、資料保存上の問題が生じないため、関西館では、職員が複写範囲を確認した上で、利用者がコピー作業を行っている場合がある。

## 2. 国立国会図書館の資料の貸出に係るサービスについて

### (1) 対象機関（資料を借り受けることが可能な機関）

以下に掲げる図書館、調査研究機関等のうち、国立国会図書館の承認を受けたものが対象機関となる。（国立国会図書館資料利用規則第44条参照）

- ① 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学又は高等専門学校  
の図書館又は研究所
- ② 国立若しくは公立の調査研究機関又はこれらに準ずる機関
- ③ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館又はこれに準ずる機関
- ④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）による地方議会の図書室
- ⑤ その他館長が適当と認める国内外の図書館又はこれに準ずる機関

### (2) 対象資料の範囲

原則として、昭和23年以降に受け入れた和洋の図書資料が対象資料の範囲となる。  
（但し、以下の①～⑦は除く。）

- ① 逐次刊行物（新聞、雑誌など）
- ② 劣化資料、損耗の著しい資料（酸化した資料など）
- ③ 経年により稀少、貴重となった資料（和古書など）
- ④ 形態、性格などから貸出に適さない資料（大型本、参考図書など）
- ⑤ 非図書形態の資料（マイクロ資料（当館で和図書をマイクロ化したものを除く）、  
1枚ものの地図、電子資料、楽譜・音盤など）
- ⑥ コレクションに準ずるもの
- ⑦ 容易に入手できると判断される資料

### (3) 貸出期間

- 往復の郵送に要する日数も含めて1ヶ月以内。

### (4) 貸出資料に係る利用方法等

- 閲覧は利用館の閲覧室（資料室）内における閲覧が認められる。
- 資料の送料に係る負担については、借り受け館への発送については、国立国会図書館が負担し、国立国会図書館への返却については、借り受け館の負担となる。

(5) 資料を借り受けた図書館等における貸出資料の複製（関係者間の合意（※）に基づき実施）

- 各館からの申請を経た上で、国立国会図書館の承認を受けた図書館等においてのみ複製が認められる。
- 国立国会図書館が指定した資料に限り、複製を行うことが認められる。
- 利用者自身が複写作業を行うことは認められない。
- 資料の貸し出しを要求した利用者本人の求めに応じる場合に限り、複製が認められる。
- 複製に係る記録を国会図書館に提出することが必要。

(※)「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成18年1月1日）」

(以上)